

留学生のための情報倫理教育

江見圭司^{†1} 湯下秀樹^{†1}

情報とは何か? 倫理とは何か? 法とは何か? 我々は, 法を守るということから法治国家までを留学生に教育しながらのコンピュータ倫理教育について議論する.

Education of Computer Ethics For Foreign Studetns

KEIJI EMI^{†1} HIDEKI YUSHITA^{†1}

What is information? What is ethics? What is law? We will discuss about computer ethics to educate foreign students from getting legal to the constitutional state.

1. はじめに

1.1. 日本の常識が通用しない

ルールや社会規範を守るのはどんな民族でも当たり前であろう。「郷に入れば郷に従え」とか, "When in Rome, do as the Romans do."あるいは "When in Japan, do as the Japanese do."という言い回しもあり, どんな民族でも他の土地に行けば, 地元の人々のルールに従うのが当たり前ともされてきた.

筆者(江見)はプログラミングの講義の1回目に, 「日本では著作権を守ることがとても重要なので守るようにしてください」と注意を与えると, 留学生が「先生, 私は中国人ですが, なぜ日本の法律に従う必要があるんですか?」という質問がくる. 日本国内で犯された犯罪に対しては行為者の国籍を問わず自国の法を適用するという「法の属地主義(territorial principle)」から指導する必要性がでてくる.

更に, 他大学院の修士論文相当の本学課程修了プロジェクトにおいて, 引用の出典元を明らかにせず書くことも, なかなか指導しきれない状況である. これは, ルールを守るという以前に, 「先人の業績をそのまま利用するのが当然で, オリジナリティに関する敬意がない」という精神に由来する問題である.

こういう状況であるので, 日本の情報教育で行われているような情報倫理教育では到底指導しきれないと判断したこともあり, 昨年の秋学期から, 留学生も意識し

た情報倫理の授業を開講することにした. 特に京都コンピュータ学院で長年「法学」の授業を担当してきた筆者(湯下)とともに授業を作っていくことにした. なお, 同種の授業として, 特許や著作権の詳細を扱う「知的財産権法」とコンテンツの著作権や商標を扱う「コンテンツ産業特論」があるが, それよりもさらにメタレベルの内容を扱う講義をめざした.

1.2. 講義概要

授業は講義形式であるが, 前半7回と後半1, 後半2で以下のような内容で構成した.

前半: 基礎的なバックグラウンドの学習

- ・情報とは何か
- ・倫理とは何か
- ・法とは何か

後半1: 情報化社会における倫理問題

- ・人間/テクノロジー
- ・情報の共有/独占
- ・情報の公開/保護
- ・私(プライベート)/公(パブリック)

特に公私の区別がネット社会において付きにくいことがいろいろな場面で起こると考え, ここを重視した.

後半2: ソフトウェアライセンスや著作権

- ・ソフトウェアライセンス
- ・著作権
- ・商標

†1 京都情報大学院大学

The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics

2. 授業概要

2.1. 基礎的なバックグラウンドの学習

法や倫理を考えるときに、以下の三層を基本として教えることにした。

- (1) 法律と法令、英語で law
- (2) 社会規範…倫理ともいう。英語で ethics
- (3) 個人のモラル…個人の倫理。英語で moral

日本人だけの環境であれば、暗黙知として存在する(2)を基本として、エチケットとしての(3)を教えるという手法をとることになる。しかし、外国人相手に、(2)の暗黙知は存在し得ない。だから、(1)である法律をつくる土台になった考え方を教えるのである。

倫理については以下のように、メタ倫理学、規範倫理学、応用倫理学 (applied ethics) にわけて考え、本講義では規範倫理学を扱った。以下の3つがある。

功利主義… J.S.ミル, ジェレミ・ベンサムなど[1]

義務論…イマヌエル・カント[2]

徳倫理学…プラトン[3], アリストテレス[4]

さらに、西洋哲学のみならず、図1のように東洋哲学も扱った。

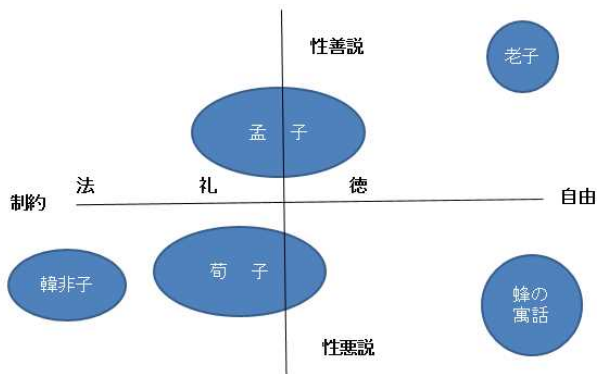


図1 東洋哲学の概念図

情報とは何かというトピックでは、シャノンの情報理論のほか、情報の性質を有体物と比較しながら考え、「情報あるいは知識は、たとえ売られたときでも、生産者のところに残される。それを一度つくられると、すべての人々に利用可能な性質をもつ「公共財」である」という指摘などを紹介した。また法とは何かというトピックでは、法の支配や法治主義の基本を伝えるとともに、法規範の基本構造や効力関係などについても扱った。また私的自治の原則についてふれ、契約概念についての理解を促すなどした[5]。

2.2. 情報化社会における倫理問題

講義の後半において「情報化社会における倫理問題」

として具体的な事例・問題について取り扱った。いわゆる情報倫理に関わる問題は多岐にわたるが、この授業では、そうした問題を便宜上次の4つの問題系に整理した。

- ・人間／テクノロジー
- ・情報の共有／独占
- ・情報の公開／保護
- ・私（プライベート）／公（パブリック）

まず、情報の共有／独占という問題系は、いわゆる知的財産に関する問題を取り扱う。ここでいう「情報」は、「知識」「技術情報」なども包摂する広義の「情報」である。財産的な価値を有する情報は誰のものとするべきであるかを論ずることになる。法規範としては、著作権法を取り上げた。瑣末な議論よりも、権利者の権利を保護する一方で、公正な利用と呼ばれる一定のケースについては、あえて権利者の権利を制限し、そのバランスをとりながら、文化の発展を図るという著作権法の基本構造の理解を促し、さらに著作権に基づいて、情報の共有実現を図るオープンソースの思想についても取り上げ、情報を特定の人間に独占させるべきか、あるいは共有すべきかを考えさせる。

次に、情報の公開／保護の問題系については、いわゆる情報セキュリティに関する問題を取り扱う。ただ、情報を保護・管理するだけではなく、ケースによっては、あえて情報を公開しないといけない場合もあるだろう。ウィキリークスのような機密情報の公開などの問題をどう考えるべきか。この問題系では、法規範としては、個人情報保護法、不正アクセス禁止法、公益通報者保護法などを取り扱う。

さらに、人間／テクノロジーは、いわゆる「工学倫理」と呼ばれる分野に関わる問題系である。今回の授業では、テクノロジーとテクネーの比較をしながら、テクノロジーが汎用性・一般性を獲得した反面、悪用・濫用も可能となったことを指摘し、そのテクノロジーを扱う人間の姿勢が問われることを強調した。フォード・ピント事件やチャレンジャー号事件、その他企業倫理の問題などの「工学倫理」で取り上げられる事例[6]なども紹介しながら、ウィルスの事例やファイル交換ソフト Winny 事件などを扱った。

最後に、私（プライベート）／公（パブリック）という問題系では、インターネットにおける表現の問題を扱う。情報化時代の大きな特色として、公・私の境界が曖昧化する傾向がみられる。公・私の境界が曖昧化した結果、一人で考えたり、親友と二人で話しているような感覚で、ネットに書き込みをすることによって、問題となることが多い。この問題系では、プライバシーや名誉などの人格権の概念についての理解を促すとともに、パブリックな言論活動において踏まえるべきルールを裁判事例などもとりあげながら扱う。また、図2のようにプラ

プライバシーと個人情報の違いについて説明した。具体的な規範としては、不法行為法（民法）、名誉毀損罪（刑法）、プロバイダ責任制限法、憲法の人権規定などを取り上げる。

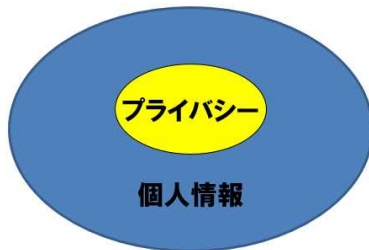


図2 プライバシーと個人情報の関係

2.3. ソフトウェアライセンスや著作権

ソフトウェアライセンスに関しては、はじめに違法コピーのOSがインストールされたノートPCを購入しているいろいろな被害にあったという事例の寸劇をおこなった。そのあと、マイクロソフトやアドビなどの本学が行っているライセンス契約を紹介した。最後にはCSAJ 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会の活動の紹介を行い、違法コピー撲滅のキャンペーンなどを扱った。

著作権[7]の授業では日本の知的財産の話から始めて、写真の著作権を例にして、事例を議論するようにした。また商標の調べ方について講義した。

3. 講義後の学生のレポート

以下に学生のレポートを挙げておくが、日本語が完璧ではないので、筆者らで適宜修正した内容を掲載する。

3.1. 基礎的なバックグラウンドの学習

「法治国家」について理解させようとしたが、人治主義を数千年経験してきた民族の学生には、十分には理解できないようである。これでは本講義の内容を観念的には暗記したかもしれないが、情報倫理に対する態度が身についたかは怪しい。

レポート例1：

長い15回講義、お疲れさまでした。この講義が終わって、私はなんか大変不思議と、浅い考えがわいてきました。一体、法がなんですか？ この世に法は本当に必要なんですか？ 日本は本当に自由な国ですか？ 中国は法律が必要ですか？ いろいろあります。

レポート例2：

日本人はよく自慢している自由です。しかし外人として私は本当に不自由です。今まで、私の理解は自由がただ法律に対して定義かもしれませんが、或は、ただ不自由の対立物です。もちろん、この世に絶対の自由がないです。自由ていうものは、かなりふしぎなものである。

こういうレポートを読むと次回からは「自由とは何か」というテーマも本講義に取り入れることを考えねばならない。

3.2. 情報化社会における倫理問題

日本社会における規範にはかなり不満を抱いていることがわかるレポートを紹介する。

レポート例3：

私は自由な生活が望ましいです。ルールあるいは法律が社会に存在すると、どんな自由も不自由になります。先生はそういう感覚がありますか？ 特に、日本の生活。例えば、夜に自転車はライトを付けてなくて走ることは違法です。私には想像できません。自宅で大きな声で話す時、隣の部屋の日本人は警察に通報して、警察官はすぐにやってきます。とんでもないルールがいっぱいあります。

3.3. ソフトウェアライセンスや著作権

ソフトウェアライセンスの授業のときに、違法コピーの通報に関して紹介した。友人が違法コピーしていることに対して、通報するかという質問を口頭で聞いたところ、日本人は通報するといいい、中国人のほとんどは通報しないと答えた。ちなみに、これをアンケート調査で回答させなかったのは、アンケートで答えさせると、「通報する」という模範解答をすることがほぼわかっているからである。

レポート例4：

今回話題になったのは中国でのコピー品です。私の考えでは、コピー品も市場経済になる一環にしていると思います。経済急変換の中国であるのでいろいろと問題が発生しているのだと思います。江見先生は授業中に「湯下先生が上海で海賊版ノートPCを買ったという」という事例を紹介しました。私も同じ経験がありました。大体中国でノートPCを除いて、ほぼコピーのOSばかりです。

3.4. なぜ中国人はルールを守らないことが多い

留学生の中には自国の規範意識について本質的なことをレポートしてきた学生もいるので紹介する。

レポート例5：（内容は趣旨をふまえて改変）

近年、中国の経済は大きく成長しており、他国と交流の機会は多くなってきた。残念なことに、中国人はルールを守らないことが多い。世界中で、中国人へのイメージは悪い。なぜ中国人はルールを守らないか4つの観点から考察した。

1 人生の成功の基準はお金の多少という観念

欧米など他の先進国はもちろんお金の多少は人生の成功の基準の重要な要素の一つであるが、唯一の要素ではない。しかし今の中国ではお金の多少は人生の成功の唯一基準である。お金のために、ルールを守らないことが多いと考える。

2 信仰がない

昔、中国まだ信仰があったが、1969年から1976年までの文化大革命から、中国人の信仰はなくなったと思う。アメリカのある研究では信仰があると信仰がない二つの家族を、200年間の発展について比べた。信仰がある家族では、医者、弁護士、教授など社会地位が高い仕事をやる人が多い。一方、信仰がない家族は泥棒、ドラッグをやる人、浮浪者が多い。この研究で信仰の重要性が分かった。信仰がある人は自律性が高い。自分は悪いことをすれば自分の信仰の"神様"は見える、"神様"からの懲罰があると信じる。信仰がない人は畏敬の念がない。もし別の人に見つからなければ、悪いことは大丈夫と思うのが今の中国人である。

3 ルールの制定者がルールを守らない

中国ではルールの制定者はルールを守らないという現象が多い。私は公務員の家族、卒業後も政府のプロジェクトを働いたので、この類のを知る機会が多かった。例えば、中国の「特権車」という問題。中国の政府の車は特別なナンバープレートがある。この類の車は交通ルールを守らないことは普通の現象である。更に、公務員の個人車は交通法規を違反すれば、交差点のカメラも写真を撮った場合、もし交通機関で知っている人がいると記録を消すことが可能である。

一方、地方政府は地方の経済の発展のために、ルールを守らないことが多い。例えば、投資家の野心、あるいは、自分の在任期間の業績のために、企業の生産許可をまだ取っていないのに、企業の生産活動を黙認する。自分の権利で企業を規定以外の便宜を与えることも多い。

ルールの制定者はルールを守らない。だから普通の国民はルールを守るはずがない。ただ良くなったことは、近年中国政府は政府自身の管理が厳しくなった。ルールの制定者はルールを守らないことは少し改善されると思う。

4 バンドワゴン効果の原因

バンドワゴン効果の原因は中国人がルールを守らない重要な原因だと思う。別の人にはルールを守らない、大丈夫だ。自分はルールを守り必要があるがどうかという不平等な心理がある、あるいは周りの人は自分がおかしいと思うかもしれない。例えば、交差点の赤信号で、周りの人は通った、悪いことが知っているが、一緒に通ることは大丈夫という心理がある。

以上をまとめる。確かに、中国人はルールを守らないことが多い。ただし政府と普通の国民近年も認識して、さまざまな方法を採用して直す努力をしている。私は遠い将来には中国人へのこの悪いイメージがなくなると信じている。

4. まとめ

留学生のレポートを見ればわかるとおり、ルールや規範を守ることそのものに不満を抱いている学生もいることがわかる。留学生といっても、学部課程を日本の大学で過ごしてきた学生はそれなり日本のルールや規範になじんでいるが、中国大陸の大学を卒業しているから入学してきた留学生にはかなり窮屈な国にやってきたことを感じており、日本のルールや規範になじむところまでしていない。

こうしたレポートを通じて留学生の規範意識の実態を知ることができたが、我々の教育目標との乖離もあきらかになった。

参考文献

- [1] J・S・ミル (著), 川名 雄一郎 (翻訳), "功利主義論集 (近代社会思想コレクション 05)", pp.1-458, (京都大学学術出版会, 2010)
- [2] カント (著), 篠田英雄 (翻訳), "道徳形而上学原論", pp.1-195, (岩波書店, 改版 1976)
- [3] プラトン (著), 藤沢 令夫 (翻訳), "国家 (上) (下) (岩波文庫)", pp.1-509, pp.1-551, (岩波書店, 上: 改版 1979, 下: 改版 1979)
- [4] アリストテレス (著), 高田 三郎 (翻訳), "ニコマコス倫理学 (上) (下) (岩波文庫)", pp.1-377, pp.1-334 (岩波書店, 上: 改版 1971, 下: 改版 1973)
- [5] (a)ダニエル・ベル, "知識社会の衝撃", p.59, (阪急コミュニケーションズ, 1995); (b)P.F. ドラッカー, 上田 惇生 (訳), 田代 正美 (訳), 佐々木 実智男 (訳), "ポスト資本主義社会—21世紀の組織と人間はどう変わるか", pp.1-363, (ダイヤモンド社, 1993);
- [6] Lynn Sharp Paine, 鈴木主税 (訳), 塩原通緒 (訳), "VALUE SHIFT 企業倫理の新時代", p.63, (毎日新聞社, 2004)
- [7] (a)公益社団法人著作権情報センター CRIC, http://www.cric.or.jp/db/domestic/old_index.html (2015年9月11日閲覧); (b)著作権教育 | 公益社団法人著作権情報センター, <http://www.cric.or.jp/education/index.html>, (2015年9月11日閲覧)